

平成27年度第1回香川県教育センター運営協議会 会議録

【日 時】 平成27年7月10日（金）13:30～15:30

【場 所】 香川県教育センター 3階第2研修室

【出席者】 委員8名、教育センター所長外5名

※傍聴人 無し

【議事概要】 平成27年度事業について

その他

【主な質疑応答】

以下のとおり

○調査研究事業について

委員	アクティブ・ラーニングは、高校でも手探りの状態であり、先進県の取組や文部科学省の事例などを収集して取り組まないといけないと思っている。教育センターでアクティブ・ラーニングに関する研修会を企画したり学校に出向いて講義を行うと聞いているが、教育センターの指導主事は、実際に他県の先進的な取組を見に行ったり、文部科学省の研修会に参加したりしているのか。
事務局	教育研究グループの指導主事3名と課長が担当しているが、昨年度末も文部科学省や関東の先進校に研修・視察に行き、情報収集している。 また、本県では小・中学校のアクティブ・ラーニングの研究推進モデル校事業を行っている。これは義務教育課が主管する事業で、指導や研究は教育センターが行っているものである。研究推進モデル校は、小学校2校、中学校2校で、これらの学校と連携し具体的な実践を行っている。現在は、それらをもとに講義させていただいている。
委員	ぜひ具体例をたくさん収集していただきたい。
事務局	他県には、高等学校の先進的な事例もあるので、今後とも視察などを通して情報収集したい。
委員	アクティブ・ラーニングはよく聞が、生徒側にとってはどんな授業なのか。
事務局	以前の学習は主に講義型であるが、アクティブ・ラーニングの学習は、ペアや小グループで分からないことを聞いたり教え合い、それが全体の中でも出てくるようになる。能動というのは自分から他者に関わっていく姿勢を言い、協働というのはグループ全員で取り組む姿勢のことである。教師が出したものを生徒が飲み込んでいくスタイルから、何か刺激をもらってそれを働きかけてみんなで学習していくスタイルへの転換である。
委員	中学校の道徳の教科化ということで、真剣に取り組まなければならないが、教育センターから基本的な道徳の在り方など提示してほしい。いじめが全国的にも大きな問題になっている状況でもあり、道徳教育をしっかりやっていく必要がある。教育センターにリードしてもらえるとありがたい。
事務局	道徳の指導力向上研修を行っているところであり、その内容を充実させたい。

○教職員研修事業について

委員	学校によっては学校司書が昼休みだけでなく午後4時ごろまでいてくれるという学校もある。学校によって学校司書の役割が違うようだが、研修などはしているのか。
事務局	司書教諭については、新任司書教諭研修を従前から実施している。学校司書についても、今年度から市町支援策として専門研修で実施することにした。

○教育相談事業について

委員	嘱託の相談員の雇用形態が変わったということだが、相談の利便性に影響はないのか。
事務局	相談員が夕方5時から出勤して電話相談を受けていたのを、電話転送により自宅で受ける形に変更した。今まで土曜日は13時から16時半まで、日曜日是对応していなかったが、移転後は土日も含め通年で9時から21時まで対応している。電話転送により対応時間が増え、利便性は増した。
委員	勤務でなく電話転送するということが、相談の中身はそこで完結するものが多いのか。

事務局	基本は完結するようにしている。内容によって、継続相談が必要な場合は、昼間の相談電話の番号を伝え、来所相談にもつないでもらうことにしている。
委員	家庭環境の問題で親にいじめられ、命の危険を感じて逃げ出すような子どもから相談があったときに、相談員は誰に相談して対応するのか。
事務局	緊急の場合の相談もマニュアルを共有しておりシステム的に対応することになっている。その場合、何時であっても自宅電話相談員から教育相談課長に第1報が入り、所長にも報告する。
委員	高松地域でなく離れている場合は、対応が難しいのではないかな。
事務局	そのような虐待のケースは、何時であろうと、まず児童相談所に連絡する。また、命に関わるような場合は、義務教育課にも連絡する。義務教育課には、警察とも連携できる体制がある。
委員	それほど緊急性がない場合はどうしているのか。相談員が緊急性がないと判断しても、そのままになってしまうと心配だ。
事務局	基本的には、電話転送時間終了後の朝9時以降に、報告が入る。相談員は、臨床心理士と元学校の管理職教員で、責任を持って次につないでくれる。
委員	利用者が何度か電話相談してくると、その都度違う相談員の方が対応することになると思うが、指名はできるのか。
事務局	できないことになっている。センターの職員は名乗っているが、相談員は名乗らないことになっている。
委員	相談員が名乗らないというのはどうなのか。通常そうなのか。
事務局	通常そうである。いろいろな相談内容があり、相談員に怒りをぶつけてくる場合もある。相談員を守るという意味もある。電話相談というのは利用者が匿名で相談できるから何でも言えるということである。
委員	学校では、責任を持つということからも名乗ることが当然であるが、電話相談はそれとは異なり、いろんなチャンネルがあるということか。
事務局	そうである。相談員は名乗ることはしないが、相談の内容によっては、その後の対応が必要な場合もある。そのときは、昼間の職員が名前を名乗って対応している。
委員	発達障害についての相談もあるが、年齢的にはどうか。
事務局	発達障害については、すべての年齢層から相談がある。ただ、教育センターでの相談は、療育の問題や読み書きが難しいといった問題ではなく、その結果、友達とトラブルになったり学校の先生に理解してもらえないなどの二次的な相談が多い。
委員	相談体制も新しくなり、心配なことや検討しなければならないことは今のところないのか。
事務局	各個人の経験や知識の範囲内だけで対応していると十分な対応ができない。そのため、教育センター内でも常に事例検討会を行っている。また、精神科医や臨床心理士のスーパーバイズも受けながら、適切な対応に努めている。
委員	相談のための連絡先が記載されたカードをもらっても、いざ使いたいときに手元になかったりする。どのように周知しているのか。
事務局	教育センターについては、新しい電話番号を記載したものを、8～9月ごろ保育所・幼稚園から高校までの子どもや保護者に配布する予定である。その他、ホームページに掲載したり、すべての保護者に配布されているさぬき教育ネットにも毎号掲載している。 また、教職員に対しては、研修の機会や教育センターだより等でも周知しており、学校によっては、学期末の保護者懇談の時に児童生徒や保護者に紹介してくれているようだ。

○その他

委員	先日、18才からの投票権についての法案が成立した。政治教育、選挙教育について学校教育でも対応する必要があると思う。小学校、中学校と段階ごとの教育が必要だと思うので、早急に何らかの対策を検討してほしい。国政、県政、市政など、教材が必要であれば協力できると思う。
委員	いわゆる主権者教育については、今までも高校の公民の授業で行ってきたが、選挙年齢が18才に引き下げられたので、高校教育課や県議会で協議している。